

会社法第782条第1項に定める事前開示書類  
(吸収分割に係る事前開示事項)

2022年6月14日

菊水電子工業株式会社

2022年6月14日

会社法第782条第1項に定める事前開示書類

(吸収分割に係る事前開示事項)

神奈川県横浜市都筑区東山田一丁目1番3号

菊水電子工業株式会社

代表取締役社長 小林一夫

菊水電子工業株式会社（以下「当社」といいます）は、2022年5月13日付で菊水エムズ株式会社（以下「承継会社」といいます）との間で、当社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社として、当社の電気機械器具、医用機械器具、精密機械器具、合成樹脂加工品、化学製品、各種金属工業製品、及びソフトウェアの製造事業並びに当該事業に関連する輸出入事業に係る資産、負債、その他の権利義務を、効力発生日を2022年10月1日として、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます）を行う旨の吸収分割契約を締結しました。

本吸収分割を行うに際して、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条により開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

別紙1に記載のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

承継会社は、本吸収分割に際しては、当社に対して承継会社の株式その他の金銭等の交付を行いません。当社は、当社が承継会社の発行済株式全部を所有していることから、以上の内容は相当であると判断しております。

3. 会社法第758条第8号に関する事項（会社法施行規則第183条第2号）

該当事項はありません。

4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第4号）

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

別紙2に記載のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事業の内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第5号）

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社において、最終事業年度の末日後に生じた会社の財産の状況に影響を与える事象は次のとおりです。

① 菊水電子準備株式会社との吸収分割

当社は、2022年3月30日付「持株会社体制への移行及び準備会社設立に関するお知らせ」及び2022年5月13日付「会社分割による持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結及び定款変更（商号及び事業目的の一部変更等）に関するお知らせ」に記載のとおり、2022年4月1日、当社が100%出資する子会社として菊水電子準備株式会社を設立し、また、同年5月13日、同社との間で当社が有する電気機械器具、医用機械器具、精密機械器具、合成樹脂加工品、化学製品、各種金属工業製品、及びソフトウェアの販売、開発事業並びにこれら事業に関連する輸出入事業に係る資産、負債、その他の権利義務を承継させることを内容とする吸収分割契約を締結いたしました。なお、当該吸収分割によって、当社が菊水電子準備株式会社に承継させる予定の資産及び負債の見込み額はそれぞれ5,241百万円及び616百万円です。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

(1) 吸収分割会社について

① 当社の2021年3月31日現在の貸借対照表における資産の部の合計金額及び負債の部の合計金額はそれぞれ11,575,342千円及び1,989,495千円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

- ② 本吸収分割により当社が吸収分割承継会社に対して承継させる資産及び負債の状況、2021年3月31日から現在に至るまでの当社の資産及び負債の状況並びに本吸収分割の効力発生日までのそれらの変動を併せ考慮しても、本吸収分割の効力発生日における当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。
- ③ その他、当社の本吸収分割後の事業活動において予想される当社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討いたしましたが、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在認識されておりません。
- ④ 以上から、当社は、本吸収分割の効力発生日以後の当社の債務につき履行の見込みがあるものと判断しております。

## (2) 吸収分割承継会社について

- ① 承継会社の2022年4月1日現在の貸借対照表における資産の部の合計金額及び負債の部の合計金額はそれぞれ100百万円及び0円です。
- ② 本吸収分割により承継会社が当社から承継する資産及び負債の状況、2022年4月1日から現在に至るまでの承継会社の資産及び負債の状況並びに本吸収分割の効力発生日までのそれらの変動を併せ考慮しても、本吸収分割の効力発生日における承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。
- ③ その他、承継会社の本吸収分割後の事業活動において予想される承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討いたしましたが、本吸収分割により当社が承継会社に承継させる債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在認識されておりません。
- ④ 以上から、当社は、本吸収分割の効力発生日以後において、本吸収分割により当社が承継会社に承継させる債務につき履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

## 吸収分割契約書

菊水電子工業株式会社（以下「甲」という。）と菊水エムズ株式会社（以下「乙」という。）は、甲が第1条に定める事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸収分割）

甲は、本件吸収分割により、本件効力発生日（第3条において定義する。）をもって、甲の電気機械器具、医用機械器具、精密機械器具、合成樹脂加工品、化学製品、各種金属工業製品、及びソフトウェアの製造事業並びに当該事業に関連する輸出入事業（以下「本件事業」と総称する。）に関する第4条記載の権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

### 第2条（商号及び住所）

本件吸収分割をなす当事者は、次のとおりとする。

#### (1) 甲（吸収分割会社）

商号：菊水電子工業株式会社

（本件効力発生日付で「菊水ホールディングス株式会社」に商号変更予定。）

住所：神奈川県横浜市都筑区東山田一丁目1番3号

（本件効力発生日付で「神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央6番1号サウスウッド4階」に住所変更予定。）

#### (2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：菊水エムズ株式会社

住所：山梨県南都留郡富士河口湖町勝山2805番地

### 第3条（効力発生日）

本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、2022年10月1日とする。ただし、本件吸収分割手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議のうえ、これを変更することができる。

### 第4条（承継する権利義務）

- 1 本件吸収分割により甲から分割され乙に承継される資産、負債、契約上の地位その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。
- 2 前項に基づく甲から乙への負債の承継については、免責的債務引受の方法による。

第5条（本件吸収分割の対価）

乙は、甲に対して、本件吸収分割による株式、金銭その他の財産の割り当ては行わない。

第6条（乙の資本金及び準備金の額）

本件吸収分割により乙の資本金及び準備金の額は、いずれも変動しない。

第7条（分割承認決議等）

- 1 甲は、本件効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。
- 2 乙は、本件効力発生日の前日までに、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。ただし、乙は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本件吸収分割を行う。

第8条（法令遵守）

- 1 甲は、本契約の締結日及び本件効力発生日において、本件事業に適用ある法令等を遵守し、本件事業を遂行するために必要となる許認可等の取得その他の手続を履践していることを表明及び保証する。
- 2 甲及び乙は、甲による前項に基づく表明及び保証の重大な違反又は本件効力発生日前の甲による本件事業に関する故意又は重大な過失に起因して乙が損害等を被った場合には、当該損害等の分担について誠実に協議する。

第9条（競業避止義務）

甲は、本件効力発生日以降においても、本件事業に関し、競業避止義務を負わない。

第10条（本契約の変更・解除）

本契約締結後、本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたとき、その他必要が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、本件吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、本件効力発生日の前日までに、第7条第1項に定める甲の株主総会における本契約の承認並びに本吸収分割に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られなかった場合は、その効力を失う。

第 12 条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本件吸収分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議のうえ決定する。

（以下余白）



本契約成立の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙各々記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

2022 年 5 月 13 日

甲

神奈川県横浜市都筑区東山田一丁目 1 番 3 号  
菊水電子工業株式会社  
代表取締役社長 小林 一夫



乙

山梨県南都留郡富士河口湖町勝山 2805 番地  
菊水エムズ株式会社  
代表取締役 流石 昭仁





(別紙)

### 承継対象権利義務明細表

本件効力発生日において、乙が本件吸収分割により甲から承継する資産、負債、契約上の地位その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、下記の資産、負債及び契約上の地位その他の権利義務とする（ただし、法令、条例により本件吸収分割による承継が禁止または制限されるものを除く。）。なお、乙が甲から承継する権利義務等のうち資産及び負債については、2022年3月31日の終了時点の貸借対照表その他同時点現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日の前日までの増減を加除したうえで確定する。

#### 記

#### 1. 資産及び負債

以下の(1)及び(2)に掲げる資産及び負債。

##### (1) 資産

本件事業に関して有する棚卸資産、土地、建物、機械及び装置、工具、器具及び備品その他の資産等（甲の子会社であるフジテック株式会社の株式のすべてを含む。）。

##### (2) 負債

本件事業に関して有する未払費用、その他の負債及び債務等。

#### 2. 契約

本件効力発生日の前日の終了時点において有効に存続し、本件事業に関して甲が締結した本件事業に関する売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他の一切の契約に係る契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（ただし、雇用契約に係る契約上の地位及び同契約に基づき発生した一切の権利義務を除く。）。

#### 3. その他の権利義務

本件効力発生日の前日の終了時点において甲が本件事業に関して保有している免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なもの。

以 上



(別紙2)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	100	流動負債	—
固定資産	—	固定負債	—
		負債合計	—
		純資産の部	
		資本金	100
		資本準備金	—
		純資産合計	100
資産合計	100	負債及び純資産合計	100